

資料1

平成26年度発達障害の可能性のある児童生徒等 に対する支援事業報告会

平成27年2月18日(水)
文部科学省第3講堂

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要) 平成24年12月公表(文部科学省調査)

【調査内容】複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況、及び受けている支援の状況等。

○知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合(表1より)

	推定値(95%信頼区間)	(%)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%~6.8%)	
学習面で著しい困難を示す A: 学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)	
行動面で著しい困難を示す B: 「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)	
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1% (1.0%~1.3%)	
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%~1.7%)	
A かつ B	1.5% (1.3%~1.6%)	
B かつ C	0.7% (0.6%~0.8%)	
C かつ A	0.5% (0.5%~0.6%)	
A かつ B かつ C	0.4% (0.3%~0.5%)	

※調査対象: 全国(岩手、宮城、福島を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査(標本児童生徒数: 53,882人(小学校: 35,892人、中学校: 17,990人)、回収率は97%)

※留意事項: 担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、**発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。**

-1-

発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果 概要
(平成21年3月時点)

【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施(対象生徒数約1万7千人)。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

【集計結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

一課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合一

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

※1: 専門教育を主とする学科

※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

-2-

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

① 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成27年度予算額(案) 452百万円(平成26年度予算額 438百万円)

背景

- 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が**6.5%(推定値)程度**の割合で在籍している(平成24年12月文部科学省調査)。
- これらの児童生徒以外にも、**困難があり教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある。**
- また、低学年では学習面や行動面の問題は見えやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性があり、**特に早期発見・早期支援が重要。**
- さらに、各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげる事が重要。**

◎ 発達障害早期支援研究事業 381百万円 (平成26年度～)

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。 40地域、5大学(発達障害支援アドバイザー約80人配置)
- (事業内容)
 - 学習面(読解「書く」等)や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等の改善
 - 放課後補習指導等の学習面での配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面での配慮による指導方法の工夫
 - 適切な実態把握等による早期支援の在り方 など

著しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.5%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%

学習面の割合

連続性がある。

◎ 系統性のある支援研究事業 71百万円(新規)

- 教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を実施する。 15地域
- (事業内容)
 - 引継ぎを意識した個別的教育支援計画等の作成方法の研究
 - 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
 - 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など

幼稚園段階

小学校段階

中学校段階

高等学校段階

大学等段階

◎ 就業支援段階

◎ 引継ぎ支援

平成26年度 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 委託先一覧

◎発達障害早期支援研究事業

番号	団体名	番号	団体名	番号	団体名
1	茨城県	14	千葉県鴨川市	27	大阪府大阪狭山市
2	兵庫県	15	千葉県匝瑳市	28	福岡県飯塚市
3	鳥取県	16	千葉県白子町	29	沖縄県名護市
4	岡山県	17	東京都板橋区	30	国立大学法人山形大学
5	徳島県	18	東京都葛飾区	31	国立大学法人福井大学
6	香川県	19	新潟県聖籠町	32	国立大学法人愛知教育大学
7	佐賀県	20	長野県駒ヶ根市	33	国立大学法人滋賀大学
8	京都市	21	長野県東御市	34	国立大学法人島根大学
9	青森県十和田市	22	長野県伊那市	35	国立大学法人長崎大学
10	秋田県大館市	23	岐阜県多治見市	36	学校法人国際学園
11	栃木県大田原市	24	岐阜県白川町	37	学校法人光華女子学園
12	栃木県鹿沼市	25	滋賀県彦根市		
13	埼玉県入間市	26	滋賀県長浜市		

-4-

平成25年度公立高等学校入学選抜における「障害のある生徒」※1に対する
配慮の件数※2（文部科学省調査）

支援内容 障害種	実際に行った配慮内容																	合計	平成24年度との比較		
	問題用紙・解答用紙の拡大	口述筆記	出題文の漢字にルビを振る	問題文の読み上げ	面接の順番を配慮	集団面接を個人面接で実施	面接試験での話し方の配慮	免除	ヒアリング試験での配慮・文書で提示	受験での指示・注意事項を文書で提示	時間延長	会場・座席位置の配慮	別室受験	机・いす等の配慮（座席位置の配慮を除く）	文房具の配慮	補聴器、拡大鏡、車椅子等の補助具の使用	その他				
PDD※3	5		1	9	12	7	5	1	4	2	3	39	1		1	2	10	3	17	122	+51
LD※3	5		2					2			6	10		2				4	3	31	+22
ADHD※3	3									2	1	7			1		1		3	18	+5
視覚障害	47						1	2	1	16	17	39	5	2	43			2	8	183	-20
聴覚障害				1	2	12	54	148	48	5	289	150			135		1		43	888	+109
知的障害		8	1	17	14	3	3	1		2		26	1		4	3	21	3	13	120	-92
肢体不自由	21	4		2	2	5		14	1	41	36	99	46	6	79	3	21	33	53	466	+91
病弱・ 身体虚弱	1	2		2	8	9	1			1	19	152	10	2	27	44	4	25	28	335	+59
言語障害					3	2	6	1		10			8						4	34	+17
情緒障害			1		6	2	11	1		1	3	32	2				1	2	8	70	+27
その他	17	1		1	8	4	11	3	1	24	21	124	12	5	32	21	9	17	52	363	+89
障害種不明	1		1		1		1			2	3	12			1			3	5	30	+2
合計	100	15	6	32	56	44	93	173	55	112	392	698	77	17	323	74	67	88	238	2660	+360

*1「障害のある生徒」とは、特別支援学校及び特別支援学級等の対象者の他、障害により受験上ならんかの特別の措置が必要であると認められた者を含む。

*2 一人の生徒に複数の配慮を行った場合は、それぞれにカウントする。

*3 PDD(自閉症、アスペルガー症候群及びその他の広汎性発達障害)、LD(学習障害)及びADHD(注意欠陥多動性障害)については、医師等の診断の有無は問わない。

-5-

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

② 発達障害に関する教職員の理解啓発・専門性向上事業 平成27年度予算額(案) 134百万円(平成26年度予算額 147百万円)

小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、6.5%程度の割合で在籍しており、すべての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている。発達障害のある児童生徒への支援にあたっては、教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、児童生徒への適切な指導や、保護者等に対して十分な説明を行い理解を得る必要がある。また、各学校において、発達障害に関する支援の中核となる高度な専門性を有する教員の存在も重要である。そのため、教員に発達障害に関する正しい理解を図るための理解推進拠点事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するためのプログラム開発を行う。

◎ 発達障害理解推進拠点事業 51百万円(平成25年度～)

- ・教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を深める。また、保護者等への十分な理解を深めるための取組について、拠点校を設けて実践事業を行う。さらに、その成果普及のためのセミナー等の開催や、教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの作成を行う。 30地域

(事業内容)

- 教員向け発達障害に関する校内研修等の実施
 - ・特別支援学校退職教員、元通級学級担当教員を講師として校内研修を実施
 - ・学校教育活動全体を通じて児童生徒への理解を図るための取組の実践
- 教員、保護者、地域等を対象とした成果普及のためのセミナーの開催
- 教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの作成 など

◎ 教職員育成プログラム開発事業 83百万円(平成25年度～)

- ・学校現場において、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。 7大学

(事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、中核的な現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など

平成26年度 発達障害に関する教職員の理解啓発・専門性向上事業 委託先一覧

◎発達障害理解推進拠点事業				◎教職員育成プログラム開発事業	
番号	団体名	番号	団体名	番号	団体名
1	北海道	15	群馬県みなかみ町	1	国立大学法人京都教育大学
2	栃木県	16	千葉県いすみ市	2	国立大学法人兵庫教育大学
3	群馬県	17	東京都日野市	3	国立大学法人愛媛大学
4	京都府	18	愛知県豊川市	4	国立大学法人香川大学
5	鳥取県	19	山口県周防大島町	5	植草学園大学・植草学園短期大学
6	徳島県	20	香川県多度津町	6	国立大学法人埼玉大学
7	鹿児島県	21	香川県まんのう町	7	国立大学法人筑波大学
8	仙台市	22	福岡県芦屋町	8	国立大学法人名古屋大学
9	京都市	23	佐賀県武雄市	9	国立大学法人広島大学
10	堺市	24	国立大学法人群馬大学	10	早稲田大学
11	神戸市	25	国立大学法人愛知教育大学	11	鳥取大学
12	山形県白鷹町	26	国立大学法人宮崎大学	12	国立大学法人愛知教育大学
13	福島県塙町	27	帝塚山学院大学大学院		
14	栃木県那須烏山市				